

(4) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、収益性、成長性、流動性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本方針・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢の構築に努めております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの把握のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、厳格な自己査定を実施するとともに、企業信用格付制度を導入し、信用リスク計測システムを活用した信用リスクの計量化に努めております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに自己査定委員会やALM委員会で協議検証を行うとともに、常務理事会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項等を審議し、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当金に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とともに、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を除いた未保全額を算出し、破綻懸念先は、その未保全額から合理的に見積もられたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額を計上し、実質破綻先及び破綻先は、上記未保全額の全額を計上しております。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(5) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と、金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の信用評価(外部格付)の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。

当金庫は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社の信用評価をリスク・ウェイトの判定に使用しております。

なお、エクスボージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

1. 格付投資情報センター（R & I）
2. 日本格付研究所（J C R）
3. ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（M o o d y ‘ s ）
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）